

こども医療費助成制度の対象となる児童生徒の保護者の皆様へ

致享受児童医療費補助制度的家長們

真岡市教育委員会学校教育課

平成29年4月から、こども医療費助成制度の現物給付が中学校3年生まで拡大されました。从平成29年4月起、市役所直接支付的児童医療費補助制度対象、拡大至中学3年級為止。

ただし、学校管理下での負傷または疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付対象となる医療費については、こども医療費助成制度の助成対象となりませんので、下記にご留意いただきますようお願いいたします。

但是、在学校管理下發生的受傷或生病等、由独立行政法人日本体育振興中心災害共済支付对象的医療費、不能享受児童医療費補助制度。請注意如下內容。

- お子さまが学校の管理下での負傷または疾病により受診する場合は、医療機関にこども医療費受給資格証を提示しないようにしてください。

児童在学校管理下發生受傷或生病、前往医療機構就診時、在医療機構、請不要出示児童医療費支付資格証。

※ 学校の管理下とは次の場合をいいます。

在学校管理下、指的是如下情況

- (1) 各教科や学校行事などの授業中
在各種授課時或者学校組織的各種活動中
- (2) 学校の教育計画に基づく課外指導中
在根据学校教育計画下的課外指導中
- (3) 休憩時間中
在課間休息中
- (4) 正規の通学路による通学中
在規定的通学路上通学中



- 医療機関には、学校管理下での負傷または疾病であることをお伝えいただくとともに、窓口で保険診療の一部負担金である3割相当額をお支払いください。その後、学校を通じて給付金の請求手続きを行ってください。（支払った際の領収書は、手続きに必要となる場合がありますので、大切に保管して下さい。）

在医療機構就診時、請說明是在学校管理下發生的受傷或生病。在窓口請支付30%医療費用、這是保健診療的一部分負担金相当額、然後、通過学校办理付費請求手續。（請妥善保管付費单据、在办手續時有需要的場合。）

- お支払いいただいた医療費については、自己負担した3割相当分に付加給付支給分1割相当分を加算した4割分が、独立行政法人日本スポーツ振興センターから学校を通じて、災害共済給付金として支給されます。
- (※ただし、初診から治癒までの総医療費が500点(窓口での自己負担額1500円)未満等で対象外となる場合は、こども医療費助成制度をご利用ください。)

你所支付的医療費用、將由独立行政法人日本体育振興中心、通過學校作為災害共済付給金給你支付。你將得到40%的補償支付金、包括自己承擔的30%、再加算10%的附加支付金在內。

- (※但是，如果从初診到治癒的總醫療費用是500点(在窓口結算時自己負擔金額為1500円)以下時、請利用兒童醫療費補助制度。)

《問い合わせ先》

真岡市教育委員会学校教育課 TEL 0285-83-8180

またはお子さまが通われている小学校までお問い合わせください。

《詢問處》

真岡市教育委員会学校教育課 TEL 0285-83-8180

或者向兒童通學的小學校詢問。